

＜加算内容＞

2019年10月版【料金表資料】

| | |
|------------------------|---|
| 24時間対応体制加算 | 必要時の緊急訪問加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による適切な管理といった対応やその体制整備に加算 |
| 特別管理加算 | 特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者に対し実施に関する計画的な管理を行った場合に加算 |
| 訪問看護基本療養費(Ⅲ) | 在宅療養に備えて一時的の外泊をしている方に入院中に1回のみ算定する。「別表第7、別表第8」に掲げる者は2回まで |
| 情報提供療養費1 | 所轄市町村等の求めに応じてご利用者様の同意を得て訪問看護の状況を文書にて示し、ご利用者様に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供 |
| 情報提供療養費2 | 義務教育諸学校に対して入学時、転学時にご利用者様の同意を得て、訪問看護の状況を文書にて提供 |
| 情報提供療養費3 | 入院又は介護老人保健施設・介護医療病入所にあたって、ご利用者様の同意を得て、訪問看護の情報を提供 |
| 退院時共同指導加算 | 退院又は介護老人保健施設退所にあたって医師及び看護師等が共同して在宅療養生活の指導を行い文書で指導内容を提供した場合に入院中 |
| 退院時支援指導加算 | ①厚生労働大臣が定める疾病等(下記「別表第7」)、②特別管理加算(下記「別表第8」)の対象者や、③退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院した日に療養上必要な指導を行った場合に加算 |
| 在宅患者連携指導加算 | 医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問介護ステーションの看護師等が、ご利用者様又は家族へ指導を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に加算 |
| 在宅患者緊急時等カンファレス加算 | 在宅で療養を行っている通院困難なご利用者様の急変や新療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同でご利用者様宅に赴き一同に会しカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に加算 |
| 長時間訪問看護加算 | 90分の訪問看護に連続して行われる訪問看護に対して加算 |
| 緊急訪問看護加算 | 利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により緊急訪問を行った場合に加算 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1 | 死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ利用者・家族への説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費2 | 死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ利用者・家族への説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定(特別養護老人ホームで看取り介護加算を算定している場合) |
| 早朝・夜間訪問加算(6-8時・18-22時) | 訪問時間帯に対する加算 |
| 深夜訪問看護加算(22-6時) | 訪問時間帯に対する加算 |
| 複数名訪問看護加算(看護師) | |
| 複数名訪問看護加算(准看護師) | (1)「別表第7」に該当、(2)特別訪問看護指示書により訪問看護指示書により訪問看護受けている、(3)「別表第8」に該当、(4)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる、(5)その他ご利用者様の状況から判断して、(1)から(4)までのいずれかに準じると認められるご利用者様の場合にご利用者様又は家族の同意を得て訪問時に複数名帯同し、帯同者が看護師、准看護師、看護補助者別による規定の加算 |
| 複数名訪問看護加算(看護補助者)2回目 | |
| 複数名訪問看護加算(看護補助者)3回目以上 | |

＜参考＞

基準告示第2の1に規程する疾病等(別表第7、別表第8)厚生労働省告示第82条

第2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者

1 週3回を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

(1)特掲診療所の施設基準「別表第7」に掲げる疾病等の者

○末期の悪性腫瘍○多発性硬化症○重症筋無力症○スモン○筋萎縮性側索硬化症○脊髄小脳変性症○ハンチントン病○進行性筋ジストロフィー症○パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る))○多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリウム橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)○プリオン病○亜急性硬化性全脳炎○ライゾーム病○副腎白質ジストロフィー○脊髄性筋萎縮症○球脊髄性筋萎縮症○慢性炎症性脱髄性多発神経炎○後天性免疫不全症候群○頸髄損傷○人工呼吸を使用している者

(2)特掲診療所の施設基準等「別表第8」に掲げる者

(ア)在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 (イ)住宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
 (ウ)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 (エ)真皮を超える褥瘡の状態にある者
 (オ)在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者